

2016年 8月 22日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京消費者団体連絡センター

代表委員

NPO 法人東京都地域婦人団体連盟	谷茂岡 正子
主婦連合会	木村 たま代
東京都地域消費者団体連絡会	内藤 裕子
新日本婦人の会東京都本部	根本 かおる
東京都生活協同組合連合会	竹内 誠
大田区消費者団体連絡協議会	遠島 久美子
多摩の暮らしを考えるコンシューマーズネットワーク	五十嵐ちづ子
事務局長	橋本 恵美子

2017年度東京都予算に関する要望

日頃より消費者団体の活動にご理解とご協力を頂き、お礼申し上げます。

東京都におかれましては、都民の消費生活の安定と向上のために、消費者行政を始めとして、さまざまな分野での施策を積極的に展開・推進され、ご尽力されていますことに敬意を表します。

さて、2017年度東京都予算につきまして、安全・安心な消費生活を推進する施策が充実・強化されますよう下記の通り要望いたします。要望が実現できる予算の確保をよろしくお願いいたします。

一. 消費者行政の充実・強化について

1. 悪質な事業者への対応の強化をすすめてください。

(1) 東京都消費生活条例に基づく悪質事業者への取締り強化の推進を求めます。

東京都全域での2015年度消費生活相談件数は前年度に比べ1.1%減少してはいますが(127,657件)、インターネット取引の全相談に占める割合は28.1%と過去最高になっています。高齢者の相談件数は前年度に引き続き3万8千件を超え(38,872件)、若者の相談は約1万5千件となっています(14,941件)。

高齢者の相談件数は全体の3割を超え、平均契約金額も183万円と全体と比べて高額です。

近年の法改正により規制が強化されていますが、多発している消費者被害の拡大防止に向け、悪質業者への対応の強化を引き続きすすめてください。

(2) 高齢者の見守りネットワークづくりについて、各地域で日常的に高齢者に関わる人々が、被害発見の担い手となり、相談につなげられる体制を構築できるよう、区市町村への支援に取り組んでください。

高齢者被害防止の取組は、消費者安全法の改正（2014年6月）により、消費者安全確保のための地域協議会の設置及び高齢者の消費者被害防止の取組を実施している高齢者見守りネットワークについては、区市町村の消費者行政担当者からは、有効な手立てとしつつも新たな設置ではなく、現行の連携を活かした取り組みの報告もされております（東京都生協連と東京消費者団体連絡センターが実施している「2016年度区市町村消費者行政調査活動アンケート」集約結果より）。日常的に高齢者の生活に関わる人々が担い手となり、消費生活相談につなげられるよう、地域の実態を踏まえた東京都の支援を求めます。

2. 東京都消費者教育推進計画とアクションプログラムによる消費者教育を関係機関・多様な団体との連携を強化し積極的に推進するとともに、区市町村の支援に取り組んでください。

地域の消費者教育推進のために、学校教育現場での推進や連携、区市町村への先進事例紹介などの情報提供、人材育成等の推進体制づくりへの支援に取り組んでください。また、消費者団体等との連携を強め積極的に推進してください。

3. 集団的消費者被害回復訴訟制度の新たな導入に伴い、制度が有効に機能するように制度の啓発や特定適格消費者団体への支援を検討し取り組みをすすめてください。

集団的消費者被害回復訴訟制度は「消費者の財産的被害の集団的な回復のための裁判手続きの特例に関する法律」（略称『消費者裁判手続き特例法』2013年12月成立・公布、2016年10月より施行）が創設されました。相当多数の消費者が被った財産被害が回復されるよう、制度の周知は重要です。また、東京都消費生活審議会の答申を受け、裁判手続きの追行主体である特定適格消費者団体への情報提供や資金貸付等の財政的支援等、制度が機能するよう取り組みをすすめてください。

4. センターオブセンターとしての東京都消費生活総合センターの機能強化を推進してください。

(1) どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう相談体制の質の向上を引き続き図ってください。

①小規模市町村の消費者行政体制の底上げが図れるよう、西多摩地域の広域連携の内容や出前相談等の充実をはじめとした支援を引き続き進めてください。

相談員の増員や相談時間の延長、消費者相談窓口未設置の自治体の解消など、相談体制の質の向上は見られますが、身近な地域での消費者相談や、消費者啓発等の消費者行政充実のための支援を引き続きすすめてください。

②消費生活相談員・職員の研修の充実を図ってください。

消費生活相談員の研修事業の継続や、一人勤務体制の消費生活相談員への研修機会の充実、消費者行政担当職員の役割に見合った研修カリキュラムの充実を要望します。

(2) 区市町村との連携や支援を推進してください。

区市町村の消費者行政担当者から次のような要望が出されています（東京都生協連と東京消費者団体連絡センターが実施している「2016年度区市町村消費者行政調査活動アンケート」集約結果より）。～より一層の連携強化や迅速な情報提供など、区市町村の事情を考慮した広域的な対策や啓発などの強化を要望します。

5. 多摩消費生活センターのさらなる機能発揮・活性化を求めます。

多摩消費生活センターが多摩地域の市町村と連携を密にし、地域特性を活かして、消費者・消費者団体とも協働しながら、機能発揮や活性化をさらに推進してください。

6. 東京都消費者月間事業の充実・発展と、消費者団体との協働や活動支援を推進してください。

(1) 消費者意識の啓発、消費者団体相互の連携強化、消費者・事業者・行政の協働の推進のために、東京都消費者月間事業の果たしている役割は大きく、引き続きその充実と発展を推進してください。

(2) 「自ら考え行動する」消費者の育成や、消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう様々な取組を展開している消費者団体への活動支援や消費者団体との協働を進めてください。

7. 国による地方消費者行政への財政支援を国に要請してください。

地方消費者行政の充実・強化のために、国の財政支援は重要です。2016年度も地方消費者行政推進交付金が計上されておりますが、区市町村の消費者行政担当者からは、活用しやすい財政支援継続の要望の声が引き続き届いています（東京都生協連と東京消費者団体連絡センターが実施している「2016年度区市町村消費者行政調査活動アンケート」集約結果より）。東京都から国に対して要請することを要望します。

二. 食の安全・安心確保について

1. 東京都食品安全推進計画に基づく食品の安全確保のための施策を着実に推進してください。

(1) 食中毒対策や食品中の放射性物質対策、輸入食品を含めた食品の安全確保のために、監視強化、検査の充実、事業者への監視指導などの強化を図ってください。

(2) 食物アレルギーについての総合的な対策、食品表示の徹底や適正化を進め、アレルギー物質混入防止に向けた事業者等への技術指導を強めてください。

(3) 「機能性表示食品」も含めた健康食品の機能性表示、安全性・有効性・販売方法等の課題への取り組みを引き続き推進してください。

新たな機能性表示制度（2015年4月より施行）「機能性表示食品」については、消費者が適切な選択ができるよう、監視及び情報提供等の啓発を引き続きすすめてください。

(4) 情報の共有化やリスクコミュニケーションを推進してください。

2. 東京都における受動喫煙防止対策の推進強化と、実効性向上のための条例制定を求めます。
 - (1) 2020年オリンピック・パラリンピック開催都市として、東京での受動喫煙防止のための取り組みをすすめてください。
 - (2) 受動喫煙防止のための取り組みを実効性あるものにするために、条例制定を要望します。
3. 築地市場の移転に伴う豊洲新市場の土壌汚染調査の徹底を図り、安全・安心が担保された上での移転を求めます。

三. 都民の安全・安心なくらしの確保と持続可能な社会づくりに向けて

1. 首都直下地震対策の推進と、近年多発する集中豪雨や台風などによる被害防止に向けて、高度な防災都市実現の施策を引き続き推進してください。
2. スマートエネルギー都市の実現を目指した都市エネルギー施策を推進し、低炭素で効率的な自立・分散型エネルギー社会の創出、持続可能な社会づくりに向けて積極的な取り組みをすすめてください。
 - (1) 再生可能エネルギーの積極的導入・拡大のために、本格的な普及拡大に力を注いでください。また国への要請等を積極的に進めてください。
 - (2) 原子力発電に依存しない持続可能な社会づくりを都民とともに構築していきましょう。
 - (3) 2016年4月開始の電力小売完全自由化により、消費者が望む電気を選択できるよう、国への電源構成等の開示義務化の検討を働きかけてください。
3. 東日本大震災の復興のため、被災地・被災者・福島支援の取組を都民・関係機関等の協力を得て、引き続き進めてください。

以上